

令和5年度地域づくり事業交付金のご案内～事前協議は11月から～

町では、地区社会福祉協議会単位で設置された地域づくり委員会や町民活動団体(自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等)が、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に係る経費の一部を支援します。

	地域づくり事業交付金	
	一 般	クラウドファンディング
対 象 団 体	那須町地域づくり委員会・自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等	
対 象 事 業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり協議会が採択した事業のうち、町長が必要と認める事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に掲げる事業
交 付 限 度 回 数	1事業につき最大3年間	年度内1回
交 付 額	1年目 対象経費の8/10以内 (交付限度額：80万円) 2年目 対象経費の6/10以内 (交付限度額：60万円) 3年目 対象経費の4/10以内 (交付限度額：40万円)	町が実施するふるさと納税型クラウドファンディング(以下、「CF」という)を活用して90日間資金調達を行い、この調達額からCFに係る手数料15%を差引いた額 ※調達額が目標額に到達しない場合でも事業を実施する必要があります。
事 前 協 議 期 間	11月1日(火)～11月30日(水) ※事前協議には、事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要です。	11月1日(火)～令和5年7月31日(月) ※クラウドファンディング募集開始の概ね2カ月前までに事前協議を受けてください。
提 案 受 付 期 間	12月1日(木)～令和5年1月13日(金)	

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■問合せ 企画財政課総合政策係 ☎72-6906

運転免許自主返納者への支援

運転免許を自主返納された方に町内公共交通機関で利用できる回数券等を交付します。

▼対 象 町に住民登録がある65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し、返納した日から1年を経過していない方

▼内 容 次の公共交通機関から1万5千円以内で回数券を交付します。(1人1回限り)

- ・那須町民バス
- ・デマンド型乗合交通
- ・福祉タクシー

▼申請・交付方法 申請書を総務課または各支所に提出してください。後日、回数券を自宅に郵送します。

▼申請に必要なもの
栃木県公安委員会が発行する「運転免許の取消通知書」

▼問合せ 総務課総務防災係
☎72-6901



林業経営者と担い手を支援

林業経営体等による森林の整備事業や、人材育成・確保の取り組み

みに補助金を交付します。

▼対 象

①県の登録を受けた町内の意欲と能力のある林業を経営する方
②育成経営体で国や県等から同一目的の補助金の交付を受けていない方

※①②ともに町税等の滞納をしていない方に限ります。
※個人事業主等も申請ができます。

▼内 容
・林業担い手技術取得支援事業
補助対象経費の2分の1で年10万円が上限

・林業機械および労働安全装備品購入支援事業
補助対象経費の3分の1で年20万円が上限

・高性能林業機械リース等支援事業
補助対象経費の2分の1で月20万円が上限

・林道作業道維持管理事業
補助対象経費の2分の1で年30万円が上限

▼申請期間 申請する年度の1月31日まで

▼申請方法 町ホームページで申請書類をダウンロードして作成のうえ提出してください。

▼問合せ 農林振興課林務係
☎72-6912



町ホームページ
(<https://www.town.nasu.lg.jp/0189/info/0000002922-1.html>)